

令和4年度

**第16期第16回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和4年7月26日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和4年7月26日(火) 午前10時から10時45分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 特別会議室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 2 議案2 遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示について
- 3 報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- 4 その他 (1) 漁業権の一斉切替に係る業務の進捗状況について
(2) 会長・副会長会議、要望活動及び第169回理事会の開催について
(3) 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

千田良仁

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

副参事兼班長 勝田孝司
技師 岡野健次

(漁業調整班)

主幹兼係長 藤島弘幸
主任 中瀬 優

傍聴者

なし

計 21 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第 16 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、千田委員が欠席で出席委員が 14 名出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として、田邊委員と大倉委員にお願いいたします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

1-1 ページにありますようにこのことについて、令和 4 年 7 月 13 日付け農林水第 24-1021 号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は、令和 4 管理年度のまいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

1-4 ページをご覧ください。今回諮問いたします知事管理漁獲可能量の変更に関して、6 つのポイントに沿って説明します。

1、今回の諮問は、まいわし太平洋系群について、国の管理区分（大臣管理区分）である大中型まき網漁業の漁獲量が積み上がり、水産庁から漁獲可能量の融通の協議があったことに伴い、三重県の知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。

2、現在のまいわし太平洋系群に係る三重県の漁獲可能量は、1-3 ページの新旧対照表の旧の枠のとおり、三重県の都道府県別漁獲可能量は 52,000 トンであり、三重県まいわし中型まき網漁業へ 31,000 トン、三重県まいわし機船船びき網漁業へ 15,000 トン、県の留保枠へ 6,000 トンの配分を行っています。また、三重県まいわしその他漁業については、現行水準での管理を行っています。

3、1-5 ページの平成 31 年から令和 3 年の漁獲データのとおり、三重県中型まき網漁業のまいわしの漁獲量は、令和 3 管理年度、令和 2 管理年度、平成 31 管理年度の全てにおいて、おおよそ 2 月から 3 月と 7 月から 10 月の 2 回漁獲量のピークがあります。

令和4管理年度については、2月から3月の漁獲量が例年の1/50から1/10程度と少なく、今後、漁獲可能量に余裕が見込まれます。

4、昨年、三重県のまさば及びごまさばの中型まき網漁業の漁獲量が積み上がり、漁獲枠の75%を超えた際には、大中型まき網漁業から漁獲可能量を融通していただいています。

5、これらの理由から、中型まき網漁業の漁獲可能量より8,000トン、県の留保枠より2,000トンの合計10,000トンの譲渡を考えています。変更後の漁獲可能量は、1-3ページの新旧対照表をご覧ください。

6、今回三重県から譲渡した後、仮に管理年度である1月から12月の管理期間の後半に、急なまいわしの漁獲量の積み上がりがあり、漁獲可能量の残量が少なくなった場合には、水産庁を通じて漁獲可能量の譲受を得られる予定です。

これらの数量の変更案につきましては各関係団体に照会済みで、同意を得ていることを申し添えます。

最後のまとめとして1-2ページをご覧ください。まいわし太平洋系群の三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更については、都道府県漁獲可能量が42,000トンとなり、そのうち中型まき網漁業に23,000トン、機船船びき網漁業に15,000トン、県の留保枠として4,000トンの配分を行いたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料2をご覧ください。

この委員会指示は、平成 17 年から毎年発動しているもので、水産基本法第 31 条に規定する「漁業と遊漁の共存」を目指し、指示区域の縮小・廃止を目的とするもので、本年度も継続して発動するかどうかお諮りするものです。以前はこの委員会指示に関して漁業協同組合に現地での聴き取り調査を行っていましたが、令和 2 年度からアンケートによる調査としています。

2-5 ページのアンケート調査票をご覧ください。アンケートの内容としては、問 1 から問 3 で委員会指示の継続についての希望やその理由、問 4 で地元の漁業協同組合で遊漁のまき餌釣りを認めていることがあるか否かについて、問 5 で遊漁との漁業調整上の問題について聴いています。

2-6 ページと 2-7 ページがとりまとめたアンケートの結果です。伊勢湾漁業協同組合以外の漁業協同組合等からは継続を希望し、遊漁との問題もないとの回答がありました。伊勢湾漁業協同組合からは昨年度に引き続いて共同漁業権第 12 号の海域を制限区域に拡大したいとの要望がありました。2-8 ページに共第 12 号の漁場連絡図があります。

昨年要望をいただいた際、新規に制限を掛ける場合は、漁業の操業や養殖の作業への支障、遊漁者とのトラブル等について具体的な事例をまとめる必要があること、パブリックコメント等で一般の意見を求める必要があること等を伝えさせていただき、拡大については容易ではないことをご理解いただいたものと存じておりました。

しかし、昨年と同様の要望をいただいたため、詳細について伊勢湾漁協組合長に対面で確認させていただいたところ、遊漁とのトラブルが頻発しているわけではないとはいえ、平成 25 年度に共第 25 号から第 12 号と重なっている部分を分けるまでは禁止区域であったことから、容易に制限を掛けられると考えておられ、新規に制限を掛けるのと同じ手続きが必要とは認識しておられなかったとのことでした。共第 12 号を利用している漁業者と相談されるとのことで、今回は要望を取り下げられました。

以上のように、すべての海域で継続を希望されており、遊漁との問題もないとのことであるため、例年と同様の指示案を作成させていただきました。

2-1 ページと 2-2 ページが改正案、2-3 ページと 2-4 ページが現行指示です。現行指示からの変更点は、下線部の告示番号、告示日、指示の有効期間です。告示番号は「第 4 号」、告示日は「令和 4 年 8 月 9 日」、有効期間は「令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで」の予定です。指示の内容や別表、別掲については変更ございません。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○浅井会長

ありがとうございました。伊勢湾漁協は去年から引き続いての話やったね。事務局長もう少し詳しく補足の説明をお願いします。

○事務局(林事務局長)

まき餌釣り係る委員会指示の経緯から説明させていただきます。三重県では 20 年程前ま

では県漁業調整規則において遊漁のまき餌釣りは禁止されていました。その後、規制改革等の流れもあり、水産基本法においても都市と漁村の交流等について規定されました。それらもあり、漁村地域と一般の方とのコミュニケーションを図って水産業を発展させるため、県漁業調整規則での制限をなくすことになりました。しかしながら、一本釣り漁業者に対する影響や魚類養殖漁場、真珠養殖漁場などでまき餌をしていただくことについては、漁業に対する支障もあるため、規制は緩和する方向にはあるものの、必要最小限の制限をしているのが、現在の指示の趣旨です。

このような趣旨で発動している指示について、昨年伊勢湾漁協から自漁協が管理する三重共第 12 号を制限区域としてほしい旨の要望がありました。委員会指示は一般の方も含めた行動を制限することになります。指示を発動する際はそれ相応の理由が必要となります。例えば遊漁と漁業活動の間にトラブルが年間何回位あり、漁業活動にこのような影響が出ており海上保安部等にもお世話にもなっているなどの事例について、一般の方にも説明し納得が得られる状況でなければ、ある日突然その区域でのまき餌はだめという委員会指示は出しづらいと考えられます。そのため委員会指示を発動するための具体的事例の提示なども含め、昨年、会長にもご足労いただきながら伊勢湾漁協に説明し、禁止区域の拡大が容易ではないことについてご理解をいただけたと、事務局として思っていたのですが結果的には伝えきれていませんでした。

そのため、今回は漁協組合長と対面しお話を伺いました。組合長からは、伊勢湾漁協の三重共第 12 号は隣接する鳥羽磯部漁協の三重共第 25 号と共有になっていた時代があり、その際には三重共第 12 号にもまき餌の委員会指示の制限がかかっていた。10 年位前に漁業権の見直しを行い、共有を整理した際、伊勢湾漁協が管理する三重共第 12 号については、漁協自営で筏釣りを営んでいたこともあり、まき餌の制限は不要と当時委員会に回答した経緯がある。漁協としては三重共第 12 号に以前は委員会指示による制限があったことから、元に戻すことは簡単なことと思いき海区に要望をした。制限解除から 10 年程経過しており、新規扱いとなることが理解できたので、今回は要望を取り下げる。今は遊漁と大きなトラブルはないと聞いているが、三重共第 12 号を利用する地元地区の漁業者と制限の必要性について、再度しっかりと話し合ったうえで、必要があれば改めて委員会にお願いをしたいとのことでした。

以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。鳥羽磯部漁協と伊勢湾漁協が漁業権の共有を整理したことを知りませんでした。

ただいまの説明について、ご意見ございませんか。永富委員よろしいでしょうか。

○永富委員

このまき餌のことに関しては、伊勢湾漁協との話し合いはもう済んでいるのですね。

このコロナ禍で緊急事態宣言などが発出されていた際には、県外からの移動が制限され、

県外の方は離島へはこないでくださいとお願いしていても遊漁者などがいっぱい来ていた。今はもう移動制限がかかったらへんけど、あの時は困った。愛知県など県外からどんどん来るので、港の堤防が人でいっぱいになっどる。常識外と思われることもあり、遊漁者ももうちょっとマナーを守ってほしい。

遊漁で投げ釣りをしとると海女にひっかけたりすることもあり、海女の漁場ではあかんと言うても、理屈をつけて俺らも日本人やないか、どこで釣ってもかまへんみたいに言いよる。

共同漁業権内は漁協に免許されており、ある程度こちらは譲っても遊漁者が無理をとおすとはいかんと思います。

○浅井会長

ありがとうございます。三重県は沿岸漁業が盛んで船も多いですが、確かに千葉とか北の方に行くわりに沿岸漁業が少ないもんで、遊漁に負けるっていうか遊漁も公の海やから裁判すると漁業者もあんまり言うとっても負けたりするんですね。そのため遊漁者になかなか厳しくは出来ない。

この間も東京の会議で遊漁の話が出た際、遊漁者とのトラブル回避の例として、以前永富委員の息子さんも遊漁船業の代表として出席されていた、伊勢湾の海面利用協議会でも紹介した事例を説明しました。具体的には、遊漁者の遊漁行為に伴う漁具の被害軽減についてです。私も遊漁者の錨が網にひっかかり苦勞したこともあります。そういう時にすぼんと切ったるとトラブルも生じる。私の地元地区では遊漁者による漁具被害のトラブルは比較的少ない。それは、設置する網のモトと言って陸の方には赤の旗をつけ、網の終わりには白い旗を付けます。遊漁船やプレジャーボートの人らにもくんなどは言えんから、ここからここまで網があるよっていう目印をして知らしめる。また、トラブルが生じた際にはお互いによく話し合うことも大切です。

ただ、私の地区は県外の方は少ないので、県外の方が多い地区では話をまとめることは難しいかもしれません。

○永富委員

私どもの共同漁業権内にある小さい無人島の近くで魚がよく釣れる。漁師がいっぱいやっどる。私の息子も遊漁船をやっどるけども、お前らは先にお金をもらって営業しているのだから漁業者の邪魔をすんなっていつも言っている。漁業者の真ん中へ突っ込まず脇をやれと言って、息子にそれは守らせている。ところが遊漁者はそれを守らんと、漁船が操業するど真ん中をやってくる奴がおる。同じ漁師であればある程度勘でよけるけれども、遊漁者は真ん中を突っ込んでくるだけや。そしてトラブルになる。衝突をおこすわけや。それは日本人あるいは人としてのマナーの問題やないかと思う。トラブルの際、日本の海やないかって言っただって、漁師と遊漁者とは日本の漁業に対しての役目が違う。漁業は多面的機能を担う役目があり、一緒にしてもらっては困ります。

○浅井会長

ありがとうございました。他にご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案2については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案2については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。前回の委員会で報告いたしました全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について、3-2ページにありますように書面による審議結果の報告があり、すべての議案が原案どおり承認されましたので報告します。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項1「漁業権の一斉切替に係る業務の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。4-1ページにありますように、昨年度から実施しております漁業権の一斉切替に係る業務の進捗状況についての説明です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹）

切替えに関するヒアリングへのご同席等、大変お世話になっております。また、先月の真珠ヒアリングの際は天候が悪い日も多いなか大変お世話になりました。

本日は、切替え業務の進捗状況等を説明させていただきます。

4-1 ページの表の事項に、共同、定置、藻類養殖業、貝類養殖業、魚類・くろまぐろ養殖業がありますが、これらの漁業権についての行使状況事前調査やヒアリングを令和3年11月から令和4年3月にかけて実施しました。真珠養殖業、真珠母貝養殖業についても、令和4年6月に終了しています。

現在、海区漁場計画に係る要望を取りまとめています。令和4年5月末日を締切りとして、主に漁業協同組合から新規や区域拡大、漁業種類の追加・廃止などについての要望をいただきました。現在、取りまとめの最中であり、概要のみご説明します。なお、概略資料は持参しておりますので、必要があればお申し付けください。

共同漁業権に関して、新規又は変更の要望が27件あります。全くの新規や大きな区域変更はほぼありませんが、これまで実際に漁獲対象としていたけれど、漁業権の対象としていなかった魚種を、第1種共同漁業の「漁業の名称」に追加したいとする要望がほとんどです。例えば、あかもく、さざえ、とこぶし、英虞湾のいせえびなど、漁獲実態がある魚種の追加です。共同漁業権の廃止は2件です。一般的に共同漁業権はあわび漁業、いせえび漁業、おごのり漁業などの第1種共同漁業、小型定置漁業などの第2種共同漁業、地びき網漁業などの第3種共同漁業などをあわせてひとつの共同漁業権になっているんですけども、一部、第2種の小型定置漁業だけ、第4種の寄魚漁業のみで免許されている漁業権があり、そういった漁業権で操業実態がないものが2件廃止になる予定です。また、えむし漁業やおごのり漁業など近年漁業実態がなく、漁業の名称を廃止するものが38件です。

区画漁業権に関しては、新規や変更が藻類養殖業で36件あります。理由として多いものはあおのり養殖に関して志摩地区や南伊勢地区などでの区画の拡大要望あるいは、これまで試験的にやっていたすじあおのりを本格的に養殖したいとする要望などです。

貝類の新規、変更は10件、魚類が10件あります。

養殖実態にあわせ、行使してない区画は廃止する必要があるとあり、藻類17件、貝類3件、魚類2件の廃止を予定しています。貝類、魚類はあまり大きな変更は無いことになると思います。

定置漁業に関しては、相差、三浦、大曾根、熊野で廃止が4件と聞いています。

以上が令和4年7月11日現在の状況で、まだ調整を進めています。

漁業法が変わって新しい手続きが増えましたので、今後は聴き取り結果を図面に落として漁協に確認をしていただくと共に、海区漁場計画の素案をホームページに掲載して利害関係人の意見を聴取する必要が出てきました。この意見聴取を令和4年8月に予定しています。

そのほか、海上保安庁、港湾管理者などの関係機関と協議をしたうえで、漁場計画の原案を作り、それを委員会に令和5年1月に諮問させていただく予定です。

今後ともご相談しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見はありませんか。
それでは特にないようですので、次に進みます。

その他の事項2「会長・副会長会議、要望活動及び第169回理事会の開催について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。6月24日付で全漁調連から会長・副会長会議、要望活動及び第169回理事会の案内があり、7月22日に浅井会長に出席いただきました。水産庁、国土交通省及び外務省で行っていただいた要望に対する回答は後日となりますので、回答が届きましたら改めてご報告させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明について何かご意見はありませんか。
ないようですので、次に進みます。

その他の事項3「次回の委員会日程について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

8月30日（火）10時から 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室
議題（案）

- ・定置漁業の保護に関する委員会指示について
- ・ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示について

○浅井会長

ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。